

水道における新技術事例集に係る事務処理要領

制 定 令和 5年 1月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、「水道における新技術事例集に係る規程（以下、「規程」という。）」に基づく事例集の作成及び公表に係る事務処理を適切に行うために必要な事項を定めるものである。

(申請内容の確認)

第2条 掲載の申請があったときは、次の各号について依頼内容を確認する。

- 一 申請内容（規程第6条）
- 二 新技術の詳細情報に関する質問・意見及び回答（様式3）
- 三 事例集掲載情報の変更又は取下げ（規程第11条）
- 四 事例集掲載の継続（規程第13条）
- 五 その他、事例集掲載を行うに当たり必要な事項

2 前項第二号に基づく確認の手続きは、次のとおりとする。

- 一 質問・意見等の作成は、原則として、導入実績のある新技術においては当該新技術を導入した水道事業者及び新技術事例集検討委員会委員（以下、「協力水道事業者」という。）の中から複数者選定して依頼する。
- 二 協力水道事業者は、非公表とする。
- 三 質問・意見等の回答は、事例集への掲載を申請する者（以下、「申請者」という。）が作成する。
- 四 質問・意見等説明書（様式3）の作成依頼はセンターが担当する。

(管理番号)

第3条 規程第6条に基づき申請を受け付けたときは、管理番号を附番する。

- 2 管理番号は、技例 第〇〇（西暦年度下2桁）－〇〇〇（年度内受付順番号3桁）とする。
（管理番号の例 技例第21-001）

(委員会の構成)

第4条 新技術事例集検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営は、常設委員会規程を準用する。

- 2 委員会の構成は、委員長（学識者）、副委員長（学識者）、委員（水道事業者及び水道用水供給事業者）とし、事務局はセンターに置く。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 構成メンバーは、委員長及び副委員長のみを公表し、その他委員については非公表とする。

(新技術導入状況調査)

第5条 新技術導入状況調査(以下、「状況調査」という。)の実施は、規程第4条第6項の規定により行うものとする。

- 2 状況調査は、委員会の委員長、副委員長、委員及び事務局により行う。
- 3 状況調査に係る委員の旅費、日当及び宿泊費等は、センターの関連規程に基づいて支払う。

(審査結果通知書の交付)

第6条 規程第8条、第12条、第14条に基づく審査結果通知書(様式4、様式7、様式8)は、委員会終了後、速やかに交付する。

- 2 交付に当たっては、センター公印を押印する。
- 3 規程第4条に基づき審査結果が不掲載となったときは、審査結果通知書(様式4、様式7、様式8)に理由を付して通知しなければならない。

(新技術事例集掲載簿)

第7条 新技術を事例集に掲載するときは、新技術事例集掲載簿(以下、「掲載簿」という。)を作成し管理する。また、事例集に更新があった場合、速やかに更新する。

- 2 掲載簿は、規程第9条に定めた事例集掲載料の収入をもって作成する。
- 4 掲載簿の書式は、別表-1のとおりとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年1月26日から施行する。
- 2 令和3年4月12日に制定された「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る事務処理要領」は、令和5年3月31日をもって廃止する。

別表－1 「新技術事例集掲載簿」の書式

管理番号 NO	申請者	掲載年月日
	担当部署等(連絡先)	掲載終了年月日
	新技術の名称	継続終了年月日
	新技術の概要	変更履歴等

備考 新技術の概要欄は、適宜欄を拡大して使用することができる。